

# 豊郷町隣保館だより

2024 年 1 2 月 2 0 日 発行 豊郷町隣保館 ☎0749-35-0611 No.249

人権擁護委員の馬場さんです。丁寧な説明と共に啓発物品を渡していました。



「こんばんは！寒くなったので体調に気を付けてくださいね。」伊藤町長は対話を大事に、若い世代の人にも声をかけておられました。

「どうもありがとうございます。」



人権週間中に啓発活動を行いました！  
今年度の人権啓発キャッチコピーは、  
『誰か』のことじゃない。」

人権擁護委員の活動は、法務省の人権擁護機関で行われており、毎年、啓発活動重点目標を掲げ年度内を通じて啓発活動に取り組んでいます。

12月4日から10日までが人権週間期間中となり、6日(金)の夕方、丸善アスト店のご協力により、入り口付近で街頭啓発を行いました。

人権擁護委員さんをはじめ、伊藤町長、堤教育長、担当職員がお買い物に訪れたみなさんに笑顔で声をかけながら啓発物品をお渡ししました。

私たちの過ごす社会には、さまざまな人権課題が依然として存在していますが、これらは決して自分以外の「誰かのこと」「自分には関係のないこと」ではありません。無関心、無自覚が人権侵害を引き起こしてしまう事例も数多くあります。

『自分事』や『他人事』という表現がありますがどこで線引きしているのか、もしかしたら都合よく使い分けしてはいないか、ときには自分自身を問うことも大切ではないでしょうか。

また『当事者』という表現からは、被差別側の人、つまり差別を受ける側の人をイメージしてしまいがちですが、それだけではなく、差別をひき起した人も問題の『当事者』となります。差別する人される人ではなく、私たち一人ひとりが差別をなくす側の『当事者』であると受けとめることで、『誰か』のことじゃない。」という目標に、より意味をもたせることができるのではないかと思います。